

## 第7回上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会 議 事 録

開催日時	平成25年10月29日（火） 午後7時00分から
開催場所	上牧町役場 3階 委員会室
出席者	委員 11名
欠席者	委員 1名
傍聴者	2名
事務局	まちづくり推進課 大東課長、福西課長補佐、松井係長、野村主事
次第	1 開会 2 委員会スケジュール工程表について 3 条例案の検討について（条文の見直し） 4 その他 5 閉会

### 議事の概要

#### ●委員会スケジュール工程表について

- ・事務局から委員会のスケジュール工程表についての説明
- ・前委員会委員への条例素案で前回の答申とどう変わっているのかという説明会を12月末までに行ってはどうか。
- ・厳しい日程ではあるが、今回の事務局からのスケジュール案で進めていきたい。
- ・この条例を確定させた後の住民周知に関して、委員のなかでも何か案があれば伝えてもらうことにして、事務局の方で何がどこまでできるのか検討してもらうこととする。また、12月の案の確定までには、どういう形で周知していくのか諮っていきたい。

#### ●条例案の検討について（条文の見直し）

##### 《前文》

- ・本町のまちづくり基本条例を作る最大の要因は、財政問題であったという事実は、きちんと触れておくべきである。
- ・それを踏まえて、将来に向けて町民、議会、行政がその責任を感じて、これからのまちづくりのためにこの条例を作るという趣旨については全員が共通認識を持っている。
- ・財政問題の責任については、複数の委員から不適切であるという意見があった。

しかし、もう一方では、道義的、政治的な責任という観点から、また、前委員会での議論を踏まえての観点も必要ではないかという意見もあった。

- ・本委員会として前文の修正にあたっては、客観的な事実については記述をして、その反省の上に立って、これからのまちづくりのためにこの条例を作るというスタンスで書き込んでいくこととする。また、道義的、政治的な責任のところについては、(まちづくり基本条例は)法令上の文書であるので、基本的には削除することとする。ただし、今後に向けてこういった事がないように町民、議会、行政がまちづくり基本条例に基づいて町政運営をしていくという記述は想定できる。

#### 《結論》

これまでの議論を整理して、事務局で修正案を次回の委員会で提案する。

#### 《第1条 目的》 変更なし

#### 《第2条 定義》

- ・町民の定義であるが、住所を有する個人の町民だけではなく、幅広く捉えるという観点で町民の定義を残してはどうか。
- ・前回の議論では、町民や住民の定義は条例本文のなかでは定義しないが、解説書では定義しない旨の理由を明記することであった。
- ・実際に住んでいる町民の皆さんがどのように理解するのか。誤解のないよう、きちんと理解してもらえるような定義を明記してはどうか。
- ・議会基本条例では、町民を定義のなかに入れている。(町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内で活動する法人その他の団体をいう。)
- ・法的に定められている住民を「住民」としているので、議会基本条例では定めていない。
- ・「上牧町にかかわるまちづくりの主体」とすると一番ざっくりしている。個別の条例で具体的な対象については規定する。

#### 《結論》

「町民」を幅広く定義する方向で決定する。